

1. 件名「運転期間延長認可申請（東海第二発電所）に関する事業者ヒアリング（21）」
2. 日時：平成30年3月29日 13時30分～16時40分
3. 場所：原子力規制庁 13階会議卓
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

審査グループ実用炉審査部門

天野安全管理調査官、塚部管理官補佐、中野高経年化対策専門職、糸川安全審査官
検査グループ専門検査部門

森田主任原子力専門検査官

長官官房技術基盤グループ

システム安全研究部門

池田統括技術研究調査官、小嶋主任技術研究調査官、橋倉技術研究調査官、
皆川技術研究調査官、菊池技術参与

日本原子力発電株式会社

発電管理室 所長代理 他15名

5. 要旨

(1) 特別点検（原子炉格納容器）及び劣化状況評価（2相ステンレス鋼の熱時効、電気・計装設備の絶縁低下）について

○日本原子力発電から、特別点検（原子炉格納容器）及び劣化状況評価（2相ステンレス鋼の熱時効、電気・計装設備の絶縁低下）について、資料に基づき説明があった。

○原子力規制庁から主に以下の点についてコメントをした。また、今後資料を確認し、適宜追加でコメントを行う旨伝えた。

【特別点検（原子炉格納容器）】

- 原子炉格納容器鋼板塗装の剥離に関する追記箇所の一部について、事実関係を正しく記載すること。

【劣化状況評価（2相ステンレス鋼の熱時効）】

- 現状の技術評価書の記載及び対応方針の変更を踏まえた劣化状況評価の考え方について、分解点検時の目視点検の実施内容や当該点検による亀裂の確認の可否について正確に記載すること。

【劣化状況評価（電気・計装設備の絶縁低下）】

- 震災時の原子炉格納容器内の温度上昇の影響に関するKGBケーブルの評価において、旧JNESで実施されたケーブル研究の知見を反映した評価を行うこと。

○日本原子力発電から、了承した旨回答があった。

(2) 資料提出について

○日本原子力発電から資料提出（共通事項、劣化状況評価（低サイクル疲労、中性子照射脆化、照射誘起型応力腐食割れ、コンクリート構造物、耐震安全性評価） 補足説明資料）があり、原子力規制庁として、今後、資料を確認の上適宜コメントを行う旨伝えた。

(3) 燃料有効長頂部の寸法値に係る対応のうち数値の妥当性確認結果について

○日本原子力発電から、燃料有効長頂部の寸法値に係る対応のうち数値の妥当性確認結果について資料に基づき説明があった。

○原子力規制庁から、主に以下の点についてコメントをした。

- 本件については、説明性の向上の観点から必要に応じて資料の見直しを行った上で、審査会合で説明すること。

○日本原子力発電から、了承した旨回答があった。

6. 資料

- ・「東海第二発電所 運転期間延長認可申請（共通事項） 補足説明資料」
- ・「東海第二発電所 特別点検（原子炉格納容器） 補足説明資料」（3月22日提出資料）
- ・「東海第二発電所 劣化状況評価（低サイクル疲労） 補足説明資料」
- ・「東海第二発電所 劣化状況評価（中性子照射脆化） 補足説明資料」
- ・「東海第二発電所 劣化状況評価（照射誘起型応力腐食割れ） 補足説明資料」
- ・「東海第二発電所 劣化状況評価（照射誘起型応力腐食割れ）（耐震安全性評価） 共通事項に関する補足説明資料」
- ・「東海第二発電所 2相ステンレス鋼の熱時効に関する評価について」
- ・「東海第二発電所 劣化状況評価（電気・計装品の絶縁低下） 補足説明資料」
- ・「東海第二発電所 劣化状況評価（コンクリート構造物及び鉄骨構造物） 補足説明資料」
- ・「東海第二発電所 劣化状況評価（耐震安全性評価） 補足説明資料」
- ・「東海第二発電所 運転期間延長認可申請書における燃料有効長頂部の寸法値に係る対応のうち数値の妥当性確認結果について」